

兵庫県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成28年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

生田大坪土地改良区

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------------------|
| 理 事 | 岡 田 昭 男 | 淡路市生田大坪338番地 |
| 同 | 繁 田 哲 明 | 同 市生田大坪638番地 |
| 同 | 杭 田 利 幸 | 同 市生田大坪378番地 |
| 同 | 繁 田 浩 市 | 同 市生田大坪570番地 |
| 同 | 笠 松 亘 | 同 市室津585番地 |
| 同 | 高 田 功 | 同 市生田大坪387番地 |
| 同 | 中 島 昭 詞 | 同 市生田大坪134番地 |
| 同 | 川 端 伸 幸 | 同 市生田大坪525番地 3 |
| 同 | 山 本 秀 明 | 同 市久留麻 5 番地 2 東浦ロイヤルハイツ101号 |
| 同 | 高 田 幸 彦 | 同 市室津559番地 2 |
| 監 事 | 本 光 勝 | 同 市生田大坪604番地 2 |
| 同 | 高 田 晴 代 | 同 市室津538番地 |



兵庫県告示第67号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

別所土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|---------------------|
| 理 事 | 近 藤 昌 樹 | 三木市別所町高木476番地 |
| 同 | 正 井 康 夫 | 同 市別所町東這田524番地 |
| 同 | 北 本 明 智 | 同 市別所町西這田 1 丁目 8 番地 |
| 同 | 高 芝 正 彦 | 同 市別所町花尻237番地 |
| 同 | 田 中 一 利 | 同 市別所町石野882番地 |
| 同 | 卷 薫 淑 夫 | 同 市別所町石野523番地 |
| 同 | 田 中 正 和 | 同 市別所町下石野880番地 |
| 同 | 二 杉 和 良 | 同 市別所町正法寺193番地の 1 |
| 同 | 藤 原 保 | 同 市別所町和田48番地の 1 |
| 監 事 | 正 井 恭 輔 | 同 市別所町東這田536番地 |
| 同 | 前 森 一 郎 | 同 市別所町石野907番地 |
| 同 | 末 瀬 博 貴 | 同 市別所町和田326番地の 1 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------------|
| 理 事 | 近 藤 昌 樹 | 三木市別所町高木476番地 |
| 同 | 藤 木 博 文 | 同 市別所町高木881番地 |
| 同 | 横 田 幹 男 | 同 市別所町東這田 1 丁目 15 番地 |
| 同 | 小 舟 善 行 | 同 市別所町西這田 1 丁目 184 番地 |
| 同 | 階 戸 重 治 | 同 市別所町西這田159番地 |
| 同 | 生 田 忠 美 | 同 市別所町花尻 1 丁目 43 番地 |
| 同 | 生 友 讓 | 同 市別所町石野490番地 |

| | | | |
|-----|---------|---|-------------------|
| 同 | 藤 原 正 三 | 同 | 市別所町下石野765番地 |
| 同 | 二 杉 和 良 | 同 | 市別所町正法寺193番地の1 |
| 同 | 藤 原 保 | 同 | 市別所町和田48番地の1 |
| 監 事 | 二 杉 圭 一 | 同 | 市別所町西這田1丁目113番地 |
| 同 | 村 岡 正 弘 | 同 | 市別所町西這田1丁目373番地の2 |
| 同 | 田 中 逸 雄 | 同 | 市別所町下石野21番地 |



兵庫県告示第68号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称 | 事業名 | 地区名 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|------------|----------|---------|----------------------------|---------|
| 神戸市八多土地改良区 | 基盤整備促進事業 | 西畑・深谷地区 | 平成28年1月26日から 同 年2月15日まで | 神戸市北区役所 |



兵庫県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年1月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年1月26日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|---------------|--|----|------------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 国道 3 1 2 号 | 神崎郡神河町杉字切後108番5から 同 郡同 町杉字宮ノ西500番まで | 旧 | 8.0から 26.0まで | 242.0 | |
| | | 新 | 11.0から 26.0まで | 242.0 | |



兵庫県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年1月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年1月26日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|-------|----|-----------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| | | | | | |

| | | | | |
|-------------------|--|---|----------------|-----|
| 県道 大 江 島 太 子 線 | 姫路市網干区大江島寺前町14番から 同 市網干区大江島寺前町14番まで | 旧 | 7.0から 7.0まで | 6.0 |
| | | 新 | 9.0から 9.0まで | 6.0 |



兵庫県告示第71号

河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の4第1項第2号イの規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のとおり指定し、平成28年2月5日から施行する。

なお、関係図面は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び中播磨県民センター姫路港管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年1月26日

河川管理者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 河川名 | 区 域 | 河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの |
|------------------|---|---------------------------|
| 二級河川船場川 水系船場川 | 上流端 左岸 姫路市飾磨区細江字南浜砂890番2 右岸 同 市飾磨区構字東飯田新田1073番4地先 下流端 左岸 姫路市飾磨区細江字小万歳1267番10 右岸 同 市飾磨区入船町1番5 | 船舶、係留のために用いる物件 |



兵庫県告示第72号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の3第1項の規定に基づき、国際拠点港湾姫路港に係る放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり指定し、平成28年2月5日から施行する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び中播磨県民センター姫路港管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年1月26日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 放置等を禁止する区域

昭和38年兵庫県告示第365号で指定した港湾区域及び昭和42年兵庫県告示第725号で指定した港湾隣接地域のうち、次の各点で囲まれた区域で、次の図で示す範囲

- イ点 姫路市飾磨区宮字宮町148番2地先
 - ロ点 同 市飾磨区宮字宮町174番1地先
 - ハ点 同 市飾磨区宮字宮町183番2地先
 - ニ点 同 市飾磨区中島字濱崎新田3053番1地先
 - ホ点 同 市飾磨区中島字大森新田3048番44地先
 - へ点 同 市飾磨区須加字須加303番地先
- ただし、次の各点で囲まれた区域を除く。
- ト点 姫路市飾磨区須加字須加302番地先
 - チ点 同 市飾磨区須加字須加307番地先
 - リ点 同 市飾磨区須加字須加町275番3地先

又点 同 市飾磨区須加字須加町260番1地先

ル点 同 市飾磨区須加字須加町263番地先

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県県土整備部土木局港湾課及び中播磨県民センター姫路港管理事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 放置等を禁止する物件
船舶、係留に用いる物件



兵庫県告示第73号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和39年法律第145号)第26条第1項の規定に基づき、神戸国際港都建設工業団地造成事業西神第3地区工業団地造成事業に係る工場等の敷地の造成に関する工事が次のとおり完了した旨、神戸市長から届出があった。

平成28年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 工事が完了した工区の名称
第11-1工区、第16-2工区、第16-4工区及び第18工区
- 2 工事が完了した地域の名称
神戸市西区見津が丘5丁目1286-36 外25筆
同 市同区見津が丘6丁目1344 外21筆
同 市同区見津が丘7丁目1321-1 外8筆
- 3 工事完了年月日
平成27年12月11日
- 4 事業の施工計画を定めた者の住所及び氏名
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市 代表者 神戸市長 久 元 喜 造



兵庫県告示第74号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成28年1月26日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地
洲本市五色町鮎原下747番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
 - (1) 名称
中山池田主
 - (2) 住所
洲本市五色町鮎原下552番地
- 3 指定する理由
洲本市五色町鮎原地域内相原川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第75号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成28年1月26日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地
洲本市五色町鮎原下237番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所

- (1) 名称
荒神谷池田主

- (2) 住所
洲本市五色町鮎原下496番地 1

- 3 指定する理由
洲本市五色町鮎原地域内相原川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第76号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成28年 1月26日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地
洲本市五色町鮎原下330番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
 - (1) 名称
榎谷池田主
 - (2) 住所
洲本市五色町鮎原下560番地
- 3 指定する理由
洲本市五色町鮎原地域内相原川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第77号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成28年 1月26日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地
洲本市五色町鮎原中邑105番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
 - (1) 名称
新池田主
 - (2) 住所
洲本市五色町鮎原756番地 2
- 3 指定する理由
洲本市五色町鮎原地域内相原川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第78号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成28年 1月26日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地
洲本市五色町鮎原下42番地、52番地及び66番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
 - (1) 名称
新池田主
 - (2) 住所

洲本市五色町鮎原下528番地

3 指定する理由

洲本市五色町鮎原地域内相原川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第79号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成28年 1 月 26 日

淡路県民局長 尾 原 勉

1 指定する貯水施設の所在地

洲本市五色町鮎原上513番地

2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所

(1) 名称

鮎原上水利組合

(2) 住所

洲本市五色町鮎原上315番地

3 指定する理由

洲本市五色町鮎原地域内相原川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第80号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成28年 1 月 26 日

淡路県民局長 尾 原 勉

1 指定する貯水施設の所在地

南あわじ市神代国衙513番地

2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所

(1) 名称

花岡池田主

(2) 住所

南あわじ市神代国衙599番地

3 指定する理由

南あわじ市神代地域内馬乗捨川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第81号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成28年 1 月 26 日

淡路県民局長 尾 原 勉

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市山田乙399番地及び甲420番地

2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所

(1) 名称

山田水利組合

(2) 住所

淡路市山田甲547番地

3 指定する理由

淡路市山田地域内山田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第82号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成28年 1 月 26 日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地
淡路市入野1354番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
 - (1) 名称
安乎堂田主
 - (2) 住所
淡路市入野919番地
- 3 指定する理由
淡路市入野地域内山田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第83号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成28年 1 月 26 日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 指定する貯水施設の所在地
淡路市入野501番地
- 2 指定する貯水施設の管理者の名称及び住所
 - (1) 名称
井面田主
 - (2) 住所
淡路市高山乙123番地
- 3 指定する理由
淡路市入野地域内山田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ

平成28年度における広報デザイン室業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。
平成28年 1 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 趣旨
兵庫県（以下「県」という。）及び県関係団体が発行する広報刊行物、ホームページデザインの質的な向上を図る「広報デザイン室」の業務を委託するため、企画提案コンペを実施する。
- 2 企画提案コンペの概要
 - (1) 名称
広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ
 - (2) 方法
広報刊行物の紙面構成に対する提案及びホームページのデザイン構成に対する提案並びに業務の実施体制に関する提案を求める。
 - (3) 提案の対象
ア 広報刊行物の原稿・レイアウト案に対する修正案
(別途修正する広報刊行物を配布する。)

イ ホームページのデザイン案に対する修正案
(別途修正するホームページデザイン案を配布する。)

ウ 業務の実施体制に関する企画案

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

県

イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課企画調整班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁第2号館4階)

電話 (078) 362-3018 (直通) F A X (078) 362-3903

E - m a i l :kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- (1) 広報刊行物の編集企画及び制作に当たり、媒体の選定、文章表現、紙(誌)面の構成、レイアウトの作成、写真及びイラストの選定・配置等にわたって質の高い紙面づくりができること。
- (2) 広報刊行物を制作し、発行しようとする県及び県関係団体の職員に対して、質の高い紙面づくりを分かりやすく指導助言できること。
- (3) 県ホームページの作成に当たり、見出し、文章表現、配色及びレイアウト等の指導助言ができること。
- (4) 県政や県内の地域事情について一定の知識を有すること。
- (5) 上記(1)から(4)までにに関する知識と技能を有する者を、兵庫県企画県民部広報課長(以下「広報課長」という。)が指定する場所及び日時に常時2名以上派遣できること。
- (6) 指導助言の内容を、広報課長に毎月、文書により報告できること。
- (7) 業務の内容について守秘義務を遵守できること。
- (8) その他広報課長の指示に柔軟に対応できること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

平成28年度広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ募集要項(以下、「募集要項」という。)は、事務局において配布する。

イ 配布期間

平成28年1月26日(火)から同年2月2日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 応募図書受付

ア 受付方法

事務局に持参すること。

イ 受付期間

平成28年2月3日(水)から同月12日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

5 募集要項の内容に関する質疑及び回答の手続

(1) 質疑

ア 質疑の方法

所定の質疑応答用紙(様式1)により、事務局に郵送、電子メール、F A X又は持参すること。

イ 質疑受付期間

平成28年1月26日(火)から同年2月3日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)(必着)

(2) 回答

平成28年2月5日(金)までに質疑者に電子メールまたはF A Xで回答する。

6 応募図書等

(1) 応募図書

ア 応募申込書(様式2)

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
117台
- (2) 駐輪場の収容台数
20台
- (3) 荷さばき施設の面積
66平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|---------|------|
| コーナン商事株式会社 | 午前6時30分 | 午後9時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成27年12月28日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

- (2) 縦覧期間

平成28年1月26日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成28年5月26日

- (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成28年1月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地

売払物件

| 物件番号 | 所在地 | 面積(m ²) | 地目 | 最低売却価格(円) |
|------|-----------------------|---------------------|----|------------|
| 3 | 神戸市東灘区鴨子ヶ原三丁目29番3ほか2筆 | 663.60 | 宅地 | 92,900,000 |

| | | | | |
|---|----------------------|------------|-----|--------------|
| 4 | 姫路市菅生台 2 番 2 | 4, 641. 32 | 宅 地 | 64, 978, 000 |
| 5 | 姫路市四郷町東阿保字東山新畑395番10 | 2, 261. 62 | 宅 地 | 42, 292, 000 |
| 6 | 朝来市生野町真弓字町194番 1 | 940. 94 | 宅 地 | 10, 350, 000 |

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第 6 条第 1 項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4 丁目18番 2 号（兵庫県公社館 3 階）
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
前記 3 に同じ
- (2) 配布期間及び申込期間
平成28年 1 月 26 日（火）から同年 2 月 17 日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第 2 条に規定する県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

5 入札の場所及び日時

- (1) 場所
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4 丁目18番 2 号
兵庫県公社館総務第 2 会議室（2 階）
- (2) 日時
物件 3 平成28年 2 月 19 日（金）午前10時

- 物件 4 平成28年 2月19日 (金) 午前11時30分
- 物件 5 平成28年 2月19日 (金) 午後 1 時30分
- 物件 6 平成28年 2月19日 (金) 午後 3 時

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当
電話 (078) 341-7711 内線4875



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市伊保三丁目590番 4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町米田894番地の 3
タカミ建設株式会社 代表取締役 三 宅 芳 弘
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年 9月 9日
兵庫県指令東播(加土)(建)第1-14号(27高砂)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市北条町北条字岡西756番、757番1、757番2、758番1、758番3、758番4、762番5、765番、766番、757番2地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加西市北条町小谷414番地
長 田 貢
- 3 許可年月日及び許可番号

平成27年12月24日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-11-2号（27加西）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市加佐一丁目29番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市加佐370番地
戸 田 一 史
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年 5月28日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-6号（27三木）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市北条町古坂字吉本1370番、1371番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
明石市松が丘三丁目29番3号
竹 下 登
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年12月22日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-17-2号（27加西）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年 1月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

- 2 老人ホームの表南あわじ市の項中

「

| | |
|-------------------|------------|
| 南あわじ市養護老人ホーム さくら苑 | 同 市福良丙22-1 |
|-------------------|------------|

」

を
「

| | |
|-----------------------------|---------------|
| 南あわじ市養護老人ホーム さくら苑 | 同 市福良丙22—1 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム 太陽の家 ウエスト | 同 市神代國衛1259—1 |

に改める。

労 働 委 員 会 公 告

審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第1項及び第2項の規定により、平成28年における審査の期間の目標及び平成27年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

平成28年1月26日

兵庫県労働委員会
会長 滝澤 功治

1 平成28年における審査の期間の目標

当委員会は、平成28年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

- (1) 単純な団体交渉拒否事件 6月
- (2) 標準的な事件 1年
- (3) 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。

2 平成27年における審査の実施状況

(1) 取扱事件数

| 区 分 | 取扱件数 | 終結事件 | 翌年への繰越し |
|-------------|------|------|---------|
| 単純な団体交渉拒否事件 | 5件 | 5件 | 0件 |
| 標準的な事件 | 14件 | 4件 | 10件 |
| 特に複雑な事件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 計 | 19件 | 9件 | 10件 |

(2) 審査期間の状況（平成27年中に終結した事件）

ア 単純な団体交渉拒否事件

| 終結区分 | 係 属 日 数 | | |
|-------------|---------|-----|---------------|
| | 最 長 | 最 短 | 平 均 |
| 命 令 ・ 決 定 | — | — | — |
| 和 解 ・ 取 下 げ | 278日 | 35日 | 136日 |
| 総 平 均 | — | — | 136日 (約4月) |

イ 標準的な事件

| 終結区分 | 係 属 日 数 | | |
|------|---------|-----|-----|
| | 最 長 | 最 短 | 平 均 |
| | | | |

| | | | |
|-------------|------|------|-----------------|
| 命 令 ・ 決 定 | 740日 | 622日 | 681日 |
| 和 解 ・ 取 下 げ | 358日 | 87日 | 223日 |
| 総 平 均 | — | — | 452日 (約1年3月) |

(3) 個別事件の審査の実施状況（平成27年中に終了した事件）

| 事件番号 | 終結区分 | 係属 日数 | 調査 回数 | 審問 回数 | 和解 回数 | 尋 問 証人数 | 備 考 |
|--------------------|-----------|----------|----------|----------|----------|-------------|------|
| 平成25年 (不)第4号事件 | 命令(一部救済) | 622日 | 6回 | 3回 | 0回 | 4人 (7人) | 標 準 |
| 平成25年 (不)第8号事件 | 命令(棄却) | 740日 | 10回 | 3回 | 0回 | 6人 (12人) | 標 準 |
| 平成26年 (不)第5号事件 | 取下げ | 278日 | 6回 | 1回 | 0回 | 1人 (1人) | 団交拒否 |
| 平成26年 (不)第10号事件 | 取下げ | 140日 | 2回 | 0回 | 0回 | 0人 (0人) | 団交拒否 |
| 平成26年 (不)第11号事件 | 取下げ(関与和解) | 58日 | 1回 | 0回 | 0回 | 0人 (0人) | 団交拒否 |
| 平成26年 (不)第12号事件 | 取下げ(関与和解) | 358日 | 5回 | 0回 | 2回 | 0人 (0人) | 標 準 |
| 平成27年 (不)第1号事件 | 取下げ(関与和解) | 87日 | 2回 | 0回 | 1回 | 0人 (0人) | 標 準 |
| 平成27年 (不)第6号事件 | 取下げ(関与和解) | 35日 | 2回 | 0回 | 0回 | 0人 (0人) | 団交拒否 |
| 平成27年 (不)第7号事件 | 取下げ(関与和解) | 171日 | 2回 | 0回 | 2回 | 0人 (0人) | 団交拒否 |

(注1) 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

(注2) 「備考」欄の「団交拒否」とは単純な団体交渉拒否事件を、「標準」とは標準的な事件をいう。